

熊本再春荘病院における「コンプライアンス推進」のお知らせ

～～～(事業者の皆様へ)～～～

国立病院機構では、機構の職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重すると共に機構の業務活動が高い倫理性を持って行われるよう努めています。

1. 職員等は、機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し不正を行ってはならない。
2. 職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など機構の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、コンプライアンス推進の趣旨に沿い誠実に行動するものとし、機構の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

独立行政法人国立病院機構では、平成20年3月31日付で『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』を制定し、同年4月1日から施行のうえコンプライアンス遵守に取り組んでいます。

その取り組みを確実に推進するためには、当院と取引関係にある事業者の皆様方の協力が必要不可欠となってまいりますので、当機構が取り組んでいるコンプライアンスの推進に関してご理解とご協力を頂きたいと下記のとおりお知らせします。

また、事業者の皆様方と国立病院機構との業務上の適切な関係を保つためにも、仮に今後、機構職員等と結託して不正な行為が行われた場合には、事業者に対しても指名停止等のペナルティーを科すこととなりますので併せてご承知おき願います。

なお、当該不正な行為は、例えば機構の職員等からの求めに応じるか否かに関わらず、関係書類等を別の内容に書き換える等した行為も含まれますのでお気を付け願います。職員等から、これらの依頼等があった場合には、速やかに他の職員等や国立病院機構本部九州ブロック事務所へご連絡又はご相談下さいますようお願いいたします。

記

◆ 制定の趣旨

病院を取り巻く法律や規則は、医療法や健康保険法を初めとして多数存在し、また医師、看護師等をはじめとする医療関係職種においては各身分法の遵守など、あらゆる面で法令遵守、倫理の確保が求められています。

医療を提供する病院の法令違反は、患者の生命に影響を及ぼす恐れがあり、また不祥事は信用失墜による負の連鎖から、病院経営上重大な影響を及ぼす恐れがあることから、安心・安全な医療の提供及び健全な病院運営を着実に遂行していかなければなりません。

このためには、これまで以上に職員一人一人が法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った組織を形成していくことが不可欠であり、法令等を遵守することにより社会規範を尊重し、高い

倫理性を持った業務活動(コンプライアンス)を行っていくことが必要です。

現在、社会全体でコンプライアンスに対する取り組みが推進されていることを踏まえ、国立病院機構としても、その果たすべき使命を着実に遂行するに当たって法令遵守を推進していくことを明確にし、更に国立病院機構全体で法令遵守の取り組みを実践していくことを通じて社会的貢献を図っていくため、当該推進規程を制定したものです。

◆ 法令等の遵守に関すること(推進規程第5条関係)

推進規程第5条第1項では、「機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない」と規定され、業務活動に関する全てのものがコンプライアンスの対象になります。

また、本条第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底」するものには、法令等に規定するものに限らず、業務活動において作成・記録を行う全てのデータ(書面及び電磁的によるもの等その媒体を問わない)も対象となります。

◆ 利益相反に関すること(推進規程第7条関係)

推進規程第7条では、「機構の業務活動の実施に当たり、個人と組織、或いは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する」ことを明示し、当院の利益を損なうような活動を禁止、また所属する組織の長の承諾無しに当院の利益と相反する可能性のある行為や地位に就くことを禁止するものであり、特定独立行政法人として公共性のある医療を提供する立場に十分配慮し、適切に対応することを規定しています。

『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』は

 <http://www.hosp.go.jp/13,5099.html>